

		1. 就学援助制度の周知方法														
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会に就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他	
43	43	40	12	19	22	21	40	43	1	5	5	4	0	37	2	2
鹿児島県	鹿児島市	○	○				○	○			入学前支給の新入学用品費については、直接保護者へ案内文と申請書を送付する。			○		
鹿児島県	鹿屋市	○	○	○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	枕崎市	○	○		○	○	○	○						○		
鹿児島県	阿久根市	○				○	○	○						○		
鹿児島県	出水市	○				○	○	○						○		
鹿児島県	指宿市	○	○	○	○		○	○	○					○		
鹿児島県	西之表市	○					○	○			小学校入学予定者については、該当する子がいる世帯の世帯主に対し、市教育委員会から郵送で就学援助制度案内を送付。新入学用品費の入学前支給の申請書を同封。			○		
鹿児島県	垂水市	○	○	○		○	○	○						○		
鹿児島県	薩摩川内市	○	○		○	○	○	○						○		
鹿児島県	日置市	○		○			○	○						○		
鹿児島県	曾於市	○		○	○		○	○						○		
鹿児島県	霧島市	○	○		○		○	○						○		
鹿児島県	いちき串木野市	○	○	○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	南さつま市	○				○	○	○						○		
鹿児島県	志布志市	○		○			○	○						○		
鹿児島県	奄美市	○					○	○			各学校に対して制度案内を書面で送付し、家庭の状況に変更が見られた世帯への再周知や、転入してきた世帯への周知を依頼している。			○		
鹿児島県	南九州市	○	○		○	○	○	○						○		
鹿児島県	伊佐市	○		○		○	○	○						○		
鹿児島県	姪良市	○	○		○		○	○						○		
鹿児島県	三島村						○	○						○	○	随時申請を受け付けており、状況に応じて年度当初分から援助
鹿児島県	十島村			○			○	○						○		
鹿児島県	さつま町	○			○		○	○						○		
鹿児島県	長島町	○		○		○	○	○						○		
鹿児島県	湧水町	○	○		○	○	○	○				○				
鹿児島県	大崎町	○		○				○						○		
鹿児島県	東串良町	○	○	○	○		○	○						○		
鹿児島県	錦江町			○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	南大隅町	○		○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	肝付町	○		○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	中種子町	○		○	○	○	○	○			就学時健診の際に教育委員会で資料配布及び制度説明を行っている。			○		
鹿児島県	南種子町	○					○	○			就学時健康診断の受付の際に教育委員会より就学援助制度の書類を配布			○		
鹿児島県	屋久島町	○			○			○						○		
鹿児島県	大和村	○				○	○	○						○		
鹿児島県	宇検村	○					○	○					○			
鹿児島県	瀬戸内町	○		○	○		○	○							○	年度初めに申請締切を設定し、期間内の受付をしているが、年度内で家庭環境等の変更があった場合は随時受け付けている。
鹿児島県	龍郷町	○					○	○						○		
鹿児島県	喜界町	○					○	○						○		
鹿児島県	徳之島町	○		○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	天城町	○			○		○	○						○		
鹿児島県	伊仙町	○		○	○	○	○	○						○		
鹿児島県	和泊町	○		○	○	○	○	○				○				
鹿児島県	知名町	○					○	○						○		
鹿児島県	与論町	○				○	○	○						○		















都道府県	市区町村名	B. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困難している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
43	43	1
鹿児島県	鹿児島市	
鹿児島県	鹿屋市	
鹿児島県	枕崎市	
鹿児島県	阿久根市	
鹿児島県	出水市	
鹿児島県	指宿市	
鹿児島県	西之表市	
鹿児島県	垂水市	
鹿児島県	薩摩川内市	
鹿児島県	日置市	
鹿児島県	曾於市	
鹿児島県	霧島市	
鹿児島県	いちき串木野市	
鹿児島県	南さつま市	
鹿児島県	志布志市	
鹿児島県	奄美市	
鹿児島県	南九州市	
鹿児島県	伊佐市	
鹿児島県	姶良市	
鹿児島県	三島村	
鹿児島県	十島村	
鹿児島県	さつま町	
鹿児島県	長島町	
鹿児島県	湧水町	
鹿児島県	大崎町	
鹿児島県	東串良町	本町では、障害保護・要保護問わず、全児童に月々給食費の補助を定額で2,000円の補助を行っている。
鹿児島県	錦江町	
鹿児島県	南大隅町	
鹿児島県	肝付町	
鹿児島県	中種子町	
鹿児島県	南種子町	
鹿児島県	屋久島町	
鹿児島県	大和村	
鹿児島県	宇検村	
鹿児島県	瀬戸内町	
鹿児島県	龍郷町	
鹿児島県	喜界町	
鹿児島県	徳之島町	
鹿児島県	天城町	
鹿児島県	伊仙町	
鹿児島県	和泊町	
鹿児島県	知名町	
鹿児島県	与論町	